

令和5年 5月 12日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令の  
施行について (情報提供)

平素より産業保健活動の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
標記につきまして、別添のとおり、厚生労働省労働基準局長より、日本医師会宛に、周知協力依頼がありました。

有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第69号)が令和5年4月21日に公布され、公布日から施行(一部規定については、令和5年10月1日又は令和6年4月1日から施行)されております。詳細については下記及び、別添文書をご確認ください。

貴会におかれましても、本件についてご理解の上、会員への周知方につきまして、ご高配を賜りますようお願い申し上げます

記

改正の概要

1. 特化則第38条の3に規定する有害性等の掲示の対象物質を全ての特定化学物質とした(令和5年10月1日施行)
2. 有機則第24条第2項における掲示の内容及び方法を厚生労働大臣が別に定める規定を削除(令和5年4月21日施行)
3. その他、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第66号)及び特化則について所要の改正を実施(安衛則改正は令和5年10月1日、特化則改正は令和6年4月1日施行)

●有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令の施行について(情報提供)  
[https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsho/data3/kenko1/2023ken1\\_299.pdf](https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsho/data3/kenko1/2023ken1_299.pdf)

※事務局：地域医療1課 (TEL 06-6763-7012・FAX 06-6766-2875)